

**【最近の動き】**

1. 本年秋より知的財産権が質権設定可能に（物権法）

2007年3月16日に中華人民共和国物権法が全人大第5回会議で可決され、同日公布されました。これにより、債権者等が、商標権、特許権、著作権などの知的財産権に質権を設定できるようになります(223条)。

また、質権を設定する場合には、当事者が書面による契約書を締結すること、関連主管部門で質権設定登録の手続きを行うこと(227条)等が規定されました。本法は10月1日から施行されます。

中国では、これまで特許権、商標権、著作権に質権を設定できることが担保法(75条)で規定されていましたが、今般の物権法の制定により、半導体回路等を含めた知的財産権全般に質権が設定できるようになります。担保法は、物権法を踏まえ、今後改定される予定です。

日本語訳をJETRO北京センター知財部のホームページに掲載いたしましたので、ご覧ください。

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2007051651222877.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007051651222877.pdf)

2. 重慶市高級人民法院が侵害賠償額に関する指導意見を発表

4月26日に重慶市高級人民法院が「知的財産権侵害に対する損害賠償額の確定における若干の問題に関する指導意見」を発表しました。

本指導意見では、損害賠償額を確定する際(2条)や獲得可能な利益の損出額を算出する際(4条)の計算方法や算定手順が明示されるなど、過去に例を見ないものです。

また、悪質な行為の場合の3倍適用(16条)、50万元以上の弁償額の確定(18条)、精神的損害賠償(22条)等も規定されており、今後の適用が期待されるところです。

なお、本指導意見は、7月1日に施行される予定です。

日本語訳をJETRO北京センター知財部のホームページに掲載いたしましたので、ご覧ください。

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2007051559221221.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007051559221221.pdf)

=====  
**【知的財産権部からのお知らせ】**

1. ニセモノ写真館のリニューアル

JETRO北京知的財産権部のホームページのニセモノ写真館をリニューアルいたしました。  
<http://www.jetro-pkip.org/photo.htm>

2. 中華人民共和国パートナーシップ制企業登記管理弁法(抄録)

1997年11月19日中華人民共和国国務院令第236号公布の「中華人民共和国パートナーシップ制企業登記管理弁法」がこのたび改正されました。改正法は、2007年6月1日から施行されます。

知財関連部分を翻訳いたしましたので、ご覧ください。

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2007051845347453.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007051845347453.pdf)

3. 地方法規の掲載

JETRO 北京知的財産権部のホームページに、地方法規を追加掲載いたしましたのでご利用ください。

[http://www.jetro-pkip.org/html/flfig\\_25\\_page\\_1.html](http://www.jetro-pkip.org/html/flfig_25_page_1.html)

今回追加いたしましたのは、以下の法規です。

- (1) 特許の詐称と他人の特許の盗用行為の告発に関する広州市の奨励規則
- (2) 河南省特許保護条例
- (3) 雲南省特許行政執法規定
- (4) 寧波市特許管理条例
- (5) 特許の詐称行為と他人の特許の盗用行為取締に関する広州市の実施規則
- (6) 海南省著名商標認定・管理規則
- (7) 広州市特許管理条例
- (8) 遼寧省著名商標認定・保護規則
- (9) 雲南省の特許保護及び促進条例
- (10) 四川省著名商標認定保護条例
- (11) 安徽省著作権管理弁法
- (12) 山東省著作権保護条例
- (13) 上海市著作権の管理に関する若干規定

---

#### 【最新ニュース・クリッピング】

##### ○法律・法規等

1. 医薬品登録管理方法、改正へ 開発奨励盛り込む（法制網 2007年4月23日）
2. パートナーシップ制企業登記弁法を改正 知財関連の条項盛り込む（国家知識産権局 2007年5月16日）
3. 重慶市専利促進保護条例、第二審議終了（国家知識産権局 2007年5月21日）
4. 福建省著名商標管理方法 近く実施へ（中国知識産権報 2007年5月22日）

##### ○中央政府の動き

1. 中国、初の「バイオ産業発展5カ年計画」を発表（新華社 2007年5月10日）
2. 知財当局、行政による知財保護へ5つのメカニズム（人民日報 2007年4月27日）
3. 中国知財当局、ユーザーサービスセンターを設置（国家知識産権局ウェブサイト 2007年4月26日）
4. 中国税関、4つの難題に直面 知財保護の法執行めぐり（光明日報 2007年4月25日）
5. 北京の石景山遊園地の模倣事件、中国政府回答（人民網 2007年5月11日）
6. 海外で知財トラブル解決図り、特別体制を設立へ（知識産権報 2007年5月11日）
7. 中国本土、香港・マカオの税関と連携 知財保護を強化へ（国家知識産権局 2007年5月11日）
8. 国家知識産権局：知財取引のプラットフォーム整備に着手へ（中国経済ネット 2007年4月24日）
9. 中・米税関、知財保護の対策協力で覚書締結（新華網 2007年5月23日）
10. 中国、生物多様性の保護活動を強化（新華社 2007年5月22日）

##### ○地方政府の動き

1. 上海の雑貨市場、海外20ブランドの販売禁止（知識産権報 2007年4月30日）
2. 知財権侵害、悪質行為の団体・個人を公表 天津市（法制日報 2007年4月26日）

3. 北京の「大興スイカ」、地理的表示の認定を受ける（科技日報 2007年5月17日）
4. ネット上の著作権保護 深センが国内に先駆け立法（深セン商報 2007年5月17日）
5. 広東：海賊版の生産拠点の通報、最高で懸賞金 30 万元（人民日報 2007年5月15日）
6. 米専門家、海賊版ディスクの識別方法を伝授 広東・珠海（新華網 2007年5月23日）
7. 広州市、特許などの出願への資金援助を強化（国家知識産権局 2007年5月19日）

#### ○司法関連の動き

1. 植物新品種の無許可栽培、内蒙古の業者に権利侵害の判決（新華網 2007年4月27日）
2. 音楽ダウンロード訴訟 アリババが21万元賠償へ（新華社 2007年4月25日）
3. 「中国初のIT業界知財権裁判」、和解で終止符（新華社 2007年5月15日）
4. 重慶力帆に30万元の賠償命令 ホンダ製品を模倣（中国法院網 2007年5月23日）
5. スターバックスの商標を無断使用 カフェが改名（新聞晨报 2007年5月18日）

#### ○統計関連

1. 国家工商総局：商標関連案件の送致、06年は252件（人民日報 2007年4月28日）
2. 専門家審査：中国のソフトウェア海賊版比率の研究（国家知識産権局 2007年5月14日）

#### ○その他知財関連

1. マイクロソフト、北京と上海にリサーチパーク設立へ（新華社 2007年4月22日）
2. 知財当局、インターネットでPCT出願の受付開始（国家知識産権局 2007年5月17日）
3. 中・米、知財トラブルめぐり6月交渉へ（中国新聞社ウェブサイト 2007年5月17日）
4. 2007国際著作権フォーラム、北京で開催へ（法制日報 2007年5月22日）

---

#### ●ニュース本文

#### ○法律・法規等

##### ★★★1. 医薬品登録管理方法、改正へ 開発奨励盛り込む★★★

国家食品薬品監督管理局の責任者によると、「医薬品登録管理方法」改正案は、すでに意見募集用の草案が完成した。案には、医薬品の安全強化、開発の奨励、漢方薬など伝統医薬の発展奨励、監督機能の強化、責任システムの完備、といった5原則が盛り込まれているという。（法制網 2007年4月23日）

##### ★★★2. パートナーシップ制企業登記弁法を改正 知財関連の条項盛り込む★★★

パートナーシップ制企業登記管理弁法がこのほど、改正された。改正後の規程は5月9日、温家宝総理の署名により公布された。新規程には、実物資産、知的財産権、土用使用権などの資産による出資がある場合の登記方法が盛り込まれたほか、既存条項の順序や一部表現の修正も行われた。

同方法の第14条は、「実物、知的財産権、土用使用権あるいはその他の資産・権利を以って出資する場合、パートナー全体の協議によりその資産価値を算定し、企業登記機関に全パートナーの署名した協議・資産価値算定確認書を提出しなければならない。全パートナーが法定の資産価値評価機関に評価を依頼した場合は、企業登記機関に法定評価機関

が作成した資産評価算定証明を提出しなければならない」と定めている。(国家知識産権局 2007年5月16日)

### ★★★3. 重慶市専利促進保護条例、第二審議終了★★★

重慶市人民代表大会常務委員会は5月16日、第31回会議を開き、第二次審議の後「重慶市専利促進保護条例」(案)を可決した。委員らは条例の具体的条項の内容を高く評価するとともに、これら内容が重慶市における特許等の発展状況に適合していると認識。条例案の早期成立を望んでいる。条例は今年7月、同委で第三次審議にかけられる。

重慶市が直轄市に昇格したのち、特許・実用新案・意匠の権利付与件数が昇格前の年間240件から、10年後には4590件に増えるなど、特許関連ビジネスが急激に拡大している。しかし、国外・国内ともに競争が日増しに激化しており、重慶市の特許関連活動は実力、レベルともに、発展する経済・社会のニーズに追いつけない状態だ。市内企業の98%は特許権等を取得しておらず、工業分野の上位50社ですら、特許等を持つ企業は40%に過ぎず、重慶市の自主革新能力や経済・社会的発展の大きなボトルネックとなっている。重慶市の特許関連活動をめぐる問題を解決し、特許関連ビジネスの発展を促すため、条例の制定が急務となっている。(国家知識産権局 2007年5月21日)

### ★★★4. 福建省著名商標管理方法 近く実施へ★★★

福建省政府はこのほど、政府令の形で「福建省の著名商標の認定、管理および保護の方法」を公布した。6月1日から施行される。

福建省の著名商標の申請条件は、次の5つが含まれる。(1)その商標が登録商標であり、商標権に関するトラブルがない(2)商標が使用開始から3年以上経っている(3)関係する人々によく知られた商標である(4)その商標を使用する商品・サービスの品質が優良かつ安定し、国や省の関連基準に合致し、市場で信頼されている(5)過去3年以内に商標権侵害行為がない。

同方法はこのほか、福建省の著名商標の有効期間を3年までと規定し、認定の日から起算するとしている。有効期が満了する3カ月前までに、権利者は福建省工商行政管理部門に更新を申請することができ、毎回の更新は有効期は3年。(中国知識産権報 2007年5月22日)

## ○中央政府の動き

### ★★★1. 中国、初の「バイオ産業発展5カ年計画」を発表★★★

中国初の国家「バイオ産業発展5カ年計画」が発表された。ワクチンと診断試薬、革新薬品、現代的漢方薬、バイオ育種、バイオエネルギーなど9大分野でブレイクスルーを遂げ、中国バイオ産業の全体的な優勢と局部的な強勢の迅速な形成を図る。

同計画はすでに国務院が認可し発表。第11次五カ年計画(2006~10年)中に、バイオ産業で次の4大目標の実現を図るとしている。

(1)バイオ産業の発展にプラスとなる政策、法規、技術革新、技術標準、バイオ安全保障、産業組織、産業サービスの各体系をほぼ構築する。

(2)自主開発能力を著しく高め、産業生産額(付加価値ベース)に占める研究開発費の割合を大幅に引き上げ、独自の知的財産権を持ち、年間売上10億元以上のバイオ技術製品を多く打ち出す。

(3)産業構造を最適化し、イノベーション力を持つ中小のバイオ企業を多数育成し、売上高100億元以上の大型バイオ企業を10社前後形成し、北京・天津・河北省、長江デルタ、珠江デルタでの総合的バイオ産業基地の建設を重点的に進め、生産額500億元以上のバイオ産業基地を8カ所形成する。

(4)産業規模を急速に増大させ、2010年にバイオ産業の生産額(付加価値ベース)を5000億元以上とし、輸出額も顕著に増加させる。

これを基礎に、2020年には生産額（付加価値ベース）2兆元を突破し、重要なバイオ技術で独自の知的財産権を掌握し、バイオ産業をハイテク分野の基幹産業、国民経済の主導産業とする。（新華社 2007年5月10日）

### ★★★2. 知財当局、行政による知財保護へ5つのメカニズム★★★

国家知識産権局はこのほど、「知的財産権の保護と行政の法執行活動の強化に関する指導意見」を配布した。知財権保護のための法執行（エンフォースメント）を強める狙いがある。

同意見に基づき、国家知識産権局は法執行の試行活動のほか、知財権保護のために▽支援▽法執行責任▽地域間協力▽評価報奨▽情報公開・交換——という5大メカニズムを確立、整備する。中国で知的財産権を取得した場合、国内・国外を問わずすべての権利所有者が法による保護・権利を享受できるとしている。（人民日報 2007年4月27日）

### ★★★3. 中国知財当局、ユーザーサービスセンターを設置★★★

国家知識産権局のユーザーサービスセンターが4月26日、正式に開業した。同局の機能を強化する専門的機関として、知的財産権の出願者、特許等の所有者、一般の公衆に優れたコンサルティングサービスを提供する。

センターは電話、面談、インターネット、書簡による無料の相談窓口を設ける。各窓口は次の通り。

電話相談：010-62356655

面談相談：国家知識産権局専利局ロビー

インターネット相談：アドレス [www.sipo.gov.cn](http://www.sipo.gov.cn)、「諮詢台」コーナー

書簡相談：郵便番号 100088

住所：北京市海淀区蓊門橋西土城路6号 国家知識産権局ユーザーサービスセンター（国家知識産権局ウェブサイト 2007年4月26日）

### ★★★4. 中国税関、4つの難題に直面 知財保護の法執行めぐり★★★

中国税関は知的財産の保護に乗り出した1994年以来、知財権の侵害に当たる輸出入貨物の摘発件数が8000件余り、被害総額は10億元近くに達した。税関総署のキョウ正副署長（キョウは龍の下に共）が24日のインタビューで明らかにした。世界貿易機関（WTO）加入後の数年間、摘発件数は年30%前後のスピードで増加している。知財権保護のためのエンフォースメント強化に伴い、中国税関は4つの難題にも直面しているという。

（1）近年の対外貿易の急成長に伴い、通関のスピードや抜き取り検査の割合を確保しつつ、権利侵害に当たる貨物の摘発率をいかに高めるかが課題になっている。（2）知財権侵害に対する税関の対策が強化されるに伴い、取り締まりを受けた侵害者が手口を変えるケースが増え、対策が困難になりつつある。（3）中国では知財権意識に乏しい経営者が多く、発注者の知財権の取得状況に対する調査を行なわなかったため、結果的に権利侵害に当たる製品を生産してしまうことがある。（4）税関の法執行活動に非協力的で、必要な理解、指示、協力を行なわない知財権所有者が存在する。（光明日報 2007年4月25日）

### ★★★5. 北京の石景山遊園地の模倣事件、中国政府回答★★★

外交部の定例会見で10日、姜瑜報道官は外国記者よりの「北京の石景山遊園地が米国のディズニーキャラクターを模倣しているとの報道」について、コメントが求められたが、姜報道官は、「関連報道に留意している。中国政府は知的財産権の保護を高度に重視し、外国人投資家の合法的權益、知的財産権および権利者の合法的權益を法に則って保護している。近年われわれがこの方面に投じている人的・物的資源の多さ、活動の強さ、効果の顕著さは、かつてないレベルのものだ。中国による知的財産権保護活動は、世界貿易機関

(WTO)の年次審査を例年通過し、世界の圧倒的多数の国々、国際機関、企業から幅広く認められている。」と回答した。(人民網 2007年5月11日)

#### ★★★6. 海外で知財トラブル解決図り、特別体制を設立へ★★★

商務部の姜増偉副部長(国家知的財産権保護活動チーム事務室責任者)はこのほど開かれた「2007年中国知的財産権保護ハイレベルフォーラム」で、中国企業が海外で知財関連のトラブルに巻き込まれるケースが年々増えていることから、対策のために特別体制の設立を検討していることを明らかにした。海外における中国企業の権利保護を強化する狙いがある。

姜副部長によると、中国は企業向けの海外知財保護ホットラインやインターネットサービスのプラットフォームを構築し、海外における知財トラブルの解決や、知財による貿易障壁に対処する。

近年、DVDやカラーテレビ、デジタルカメラ、MP3プレーヤー向けチップなどをめぐる知財トラブルにより中国企業が支払った賠償金は、累計で10億ドルを超えるとみられる。

姜副部長によると、中国企業の国際ビジネス活動における権利保護を目指し、すでに「中国企業国際ビジネス相談サービスセンター」が設立され、サービスホットライン(12335)が開設された。インターネットや電話ホットライン、郵便、面談などによる無料の法律相談やトラブル相談のほか、海外における知財トラブルの調停も行う。(知識産権報 2007年5月11日)

#### ★★★7. 中国本土、香港・マカオの税関と連携 知財保護を強化へ★★★

税関総署と香港税関は10日、「2007年汎珠江デルタ貿易通関利便化フォーラム」を香港で開催した。フォーラムでは本土、香港、マカオの税関は共同宣言を発表し、各種貿易における通関の利便化を進めるとともに、法執行(エンフォースメント)で協力し、知的財産権の保護を図るとした。汎珠江デルタ地域や中国全体の経済発展のバランス改善、持続可能な発展に向けた措置となる。

税関総署の牟新生署長は「本土の税関は引き続き、相互補完、連動的発展、互惠とウィン・ウィン(各者すべてが勝者となる関係)を目標に、2007年の汎珠江デルタ地域における税関協力の各業務を着実に進めていく」と述べた。(国家知識産権局 2007年5月11日)

#### ★★★8. 国家知識産権局：知財取引のプラットフォーム整備に着手へ★★★

国家知識産権局の田力普局長はこのほど、年内にも全国的な知的財産権取引プラットフォームの整備に着手する考えを明らかにした。各省・自治区・直轄市ごとに設けられている特許技術取引センターを統合し、全国一括のシステムを整えることで、需給双方の情報収集を利便化し、取引を助ける。

田力普局長は政府のウェブサイト「中国政府網」のインタビューコーナーで、中国の知的財産権の創造・管理・保護・運用のため、同局が能力開発やマクロ政策の策定など、総合的な能力構築を進めていることを説明した。(中国経済ネット 2007年4月24日)

#### ★★★9. 中・米税関、知財保護の対策協力で覚書締結★★★

中米両国税関は5月22日、ワシントンで「知的財産権にかかる法執行協力の強化に関する覚書」を締結した。中国税関総署の責任者がワシントンで23日、明らかにした。覚書の締結は、第2回中米戦略経済対話による重要な成果の一つである。

覚書に基づき、中米両国は税関職員の交流、法執行(エンフォースメント)の実践的手法やノウハウについての交流、案件に関する情報報告などで協力を強化する。

同責任者は「中米両国の税関は、知財保護の面でいずれも重要な職責を担い、また多くの成果を上げ、豊富な経験を蓄積している。両国税関が知財をめぐる法執行協力の強化に

ついて覚書を交わしたことは、今後協力を強化し、両国間の偽造製品・海賊版の流通を共同で取り締まり、両国の貿易の健全かつ秩序ある発展を促す上で、今後重要な役割を果たすだろう」と述べた。(新華網 2007年5月23日)

#### ★★★10. 中国、生物多様性の保護活動を強化★★★

22日の「国際生物多様性の日」に当たり、中国国家環境保護総局の吳曉菁副局長は北京で、「中国は、生物多様性の保護活動を引き続き強化していく」と述べました。

吳曉菁副局長は、「中国は、全世界で最も多様な生物が生息する国である一方で、生物の多様性が厳しい現状に直面している国でもある。今後、中国はいくつかの措置を講じる。例えば、生物多様性の保護活動をいっそう拡大し、全面的な生態補給システムを構築する。生物多様性の法的保護システムを健全化させ、法執行力を強化する。また、生物多様性の保護活動を各レベル政府の経済発展に関する計画に盛り込む。生物多様性の保護の面での国際的な理念や経験、技術を勉強する。さらに、生物多様性の保護活動に対する全社会の参加を働きかける」と語りました。(新華社 2007年5月22日)

#### ○地方政府の動き

##### ★★★1. 上海の雑貨市場、海外 20 ブランドの販売禁止★★★

上海市の服飾・雑貨市場 600カ所余りで4月19日、海外の有名ブランドを称する商品の販売が禁止された。対象はジョルジオ・アルマーニ、ベルサーチ、グッチ、ロレックスなど20ブランド。

上海市の工商当局は2004年10月25日にも、市内の服飾・雑貨市場に対し、ルイ・ヴィトンなど海外40ブランドの販売を禁止していた。これら服飾・雑貨市場で禁止ブランドの商品を販売した場合、工商部門は「偽ブランド商品」と見なして立件処理し、犯罪に当たると判断した場合は、公安当局(警察)に送致して刑事責任を追及する。また、テナントによる対象商品の販売を黙認した市場責任者も、法により工商当局の処罰を受ける。(知識産権報 2007年4月30日)

##### ★★★2. 知財権侵害、悪質行為の団体・個人を公表 天津市★★★

天津市高級人民法院(裁判所)は4月25日の記者会見で、同市法院の2006年以降の知的財産関連の司法保護について報告するとともに、知財権をめぐる7つの典型的事例を公表した。これには▽有罪判決を受けて服役中に別の知財侵害行為が発覚し、刑事責任を重ねて追及されたケース▽代理店が注意義務を怠り、権利侵害に当たる商品を輸出した結果、訴訟で賠償責任を命じられたケース——などがある。

同法院の責任者によると、同法院は今後も引き続きこうした典型的事例を公表するとともに、知財権侵害の故意的な繰り返し、または悪質行為のあった団体や個人を公表し、常習的な犯行や組織犯罪を抑える方針だ。(法制日報 2007年4月26日)

##### ★★★3. 北京の「大興スイカ」、地理的表示の認定を受ける★★★

北京市大興区はスイカの生産で知られ、同区から出荷されるスイカは「大興スイカ」として人気だ。「大興スイカ」が今年3月7日、国の認定により地理的表示(GI)の保護対象商品となったことを受け、同区の中国スイカ博物館ではこのほど、「国家地理的表示」のプレート授与式が開かれた。「大興スイカ」の基準が、作物の品質や市場価格にも直接かわることから、会場には関心を寄せるスイカ農家らが多数集まった。国家品質監督検疫総局は3月7日、「大興スイカ」に地理的表示の保護を適用すると決定した。今後、「大興スイカ」の表示は、厳しい抜き取り検査、試験に合格した商品のみで使用認められる。

「大興スイカ」の認定を受けられる農地は、すべて衛星測位技術(GPS)により厳密に定められ、その位置はインターネットで公表される。栽培手法にも統一基準を設け、土壤

については pH 値が 6.0~8.5、有機物含有量が 1.0%未満といった規定があるほか、接木の  
の方法、肥料の種類、植え付けや剪定、受粉、収穫の時期なども、すべて詳細に定められ  
ている。

「大興スイカ」の販売は専門取扱店のみに限り、品質については厳しいトレーサビリテ  
ィー体制を設ける。消費者は、地理的表示を記すラベル上の識別番号を基に、販売者、生  
産者、生産場所にまでさかのぼっての追跡調査が可能。（科技日報 2007 年 5 月 17 日）

#### ★★★4. ネット上の著作権保護 深センが国内に先駆け立法★★★

インターネット時代に入り、海賊版などによる著作権侵害がますます深刻化する中、深  
セン市はこのほど、全国に先駆けてネット上の著作権保護に関する法令を定めた。今回制  
定されたのは「深セン経済特区知的財産権侵害行為嚴重取り締まり条例」と「深セン市コ  
ンピューターソフトウェア著作権保護方法」の 2 つ。深セン市はさらに、インターネット  
時代の法執行（エンフォースメント）による知財保護の新たな試みとして、デジタル作品  
著作権統計認証センターの設立も計画している。

深セン市知識産権局（版權局）の徐友軍局長は、今回の立法活動について「深セン市は  
今年、2 つの立法活動や行政による取り締まりに加え、市の知財部門による公共サービス  
機能の強化にも努める」と述べた。

深セン市は年内にも、国家版權局や中国版權保護センターの支持を取り付け、深セン市  
に著作権代理機関を設立する計画で、個人・企業による著作権登録などのサービスを利用  
化したい考えだ。このほか、デジタル作品向けの著作権認証システムを整備し、デジタル  
作品の著作権の一括管理を目指す。市知識産権局や市公安局のネットワーク・セキュリテ  
ィー部門との密接な連携により、「深セン市デジタル作品著作権認証センター」設立計画  
を積極的に進めており、デジタル作品の著作権を「ID 管理」することで、権利人の保護や  
作品配信の促進を図るとしている。（深セン商報 2007 年 5 月 17 日）

#### ★★★5. 広東：海賊版の生産拠点の通報、最高で懸賞金 30 万元★★★

広東省公安庁はこのほど、海賊版光ディスクの生産拠点を公安部門（警察）通報した場  
合、最高で 30 万元の懸賞金を支給することを明らかにした。公安部門の懸賞金としては、  
国内最高額となる。

広東省公安庁によると、知的財産権の侵害に当たる海賊版などの生産・販売の手口はめ  
まぐるしく変化している。以前は生産・販売拠点が一カ所に集中していたが、現在は分散  
させるケースが多くなった。また、インターネット販売が広がっているほか、国内・海外  
の連携による販路開拓などが行われており、公安当局は情報源拡大の必要から、民間から  
の情報提供を募っている。

広東省公安機関は昨年以降、知財侵害や偽造品・粗悪品の生産販売などの犯罪案件 479  
件の捜査を行い、解決案件は 338 件、容疑者の検挙数は 915 人に上った。被害金額は 4 億  
1400 万元で、うち 1 億 3000 万元が取り戻された。（人民日報 2007 年 5 月 15 日）

#### ★★★6. 米専門家、海賊版ディスクの識別方法を伝授 広東・珠海★★★

広東省珠海市の文化市場活動指導チーム事務室は 22 日午前、米国映画協会の香港・マ  
カオ地区専門家を招き、米国映画の版權知識に関する講座を開いた。公安（警察）、税関  
のほか、工商業、都市計画、コミュニティー文化の管轄部門から法執行（エンフォースメ  
ント）関係者 70 人余りが参加した。

米映画協会の専門家は、世界の海賊版情勢や、最新の大容量ディスクなどについて説明  
するとともに、製品の発行日▽表面の認証ラベル▽コンテンツの技術認証——の 3 つから、  
正規版と海賊版を素早く見分ける方法を重点的に解説した。専門家によれば、映画会社の  
99%は、作品公開と光ディスク発売の期間を 3~6 カ月程度開けていることから、公開後  
すぐに光ディスクが出回った場合、ほぼ海賊版と断定できる。（新華網 2007 年 5 月 23

日)

**★★★7. 広州市、特許などの出願への資金援助を強化★★★**

広州市はこのほど、知的財産権者に対する支援を強化するため、「専利出願資金援助政策」を制定した。

同政策は次の内容などを盛り込んでいる。

▽特許出願への資金援助に重点：国内で特許を出願し、審査を経て承認された場合、最高で 7700 元の資金援助を受けられる。

▽資金援助の範囲拡大：意匠権の出願も援助の対象となる

▽国際特許の出願を奨励：米国、日本、欧州連合（EU）で特許を承認された場合、4 万円を援助する。

▽援助申請手続きの簡素化・効率化：オンライン申請コーナーを開設する。申請者は広州市専利情報サービスネット（www.gzpic.cn）に「広州市専利資金援助申請書」を、援助受理部門に関連資料を提出する。（国家知識産権局 2007 年 5 月 19 日）

○司法関連の動き

**★★★1. 植物新品種の無許可栽培、内蒙古の業者に権利侵害の判決★★★**

河南省農業科学院糧食作物研究所の登録したトウモロコシの交雑新品種「鄭単 958」を無断で農家に生産させていたとして、同研究所が生産委託者である内蒙古華竜種苗有限責任公司を提訴していた訴訟で、内蒙古呼和浩特（フフホト）市中級人民法院（裁判所）は被告に対し、同品種の生産・販売を直ちに停止するとともに、賠償金 10 万円を支払うよう命じる 1 審判決を下した。

河南省農業科学院糧食作物研究所は 2000 年 8 月 22 日、農業部に「鄭単 958」の植物新品種登録を申請し、2002 年 1 月 1 日に認められていた。（新華網 2007 年 4 月 27 日）

**★★★2. 音楽ダウンロード訴訟 アリババが 21 万元賠償へ★★★**

ワーナーミュージックなど音楽業界大手 11 社が共同で、ヤフー中国の経営者である北京阿里巴巴（アリババ）科学技術情報公司を著作隣接権の侵害で訴えていた裁判で、北京市第二中級人民法院（裁判所）は 23 日、被告に対して 229 曲の音楽関連のリンクを解除し、原告に約 21 万円を賠償するよう命じる判決を出した。音楽業界企業が検索エンジンを権利侵害で訴えた訴訟で勝訴するのは、これが初めてのケースとなる。

裁判所は、被告のアリババはその経営するヤフー中国ウェブサイトにおいて、検索エンジンサービスを通じて試聴とダウンロードのプロセス上の便宜を提供しているだけであり、利用者に対して試聴やダウンロードを通じて音楽自身を提供しているのは第三者のウェブサイトであるため、複製やインターネットを通じた音楽伝播の行為にはあたらないとした。しかし原告は被告に 2 回にわたって書状を送り、権利侵害の事実としての存在を告知して、被告に対して案件に関連する全ての権利侵害のリンクを解除するよう要求していた。被告は原告の提供した URL の権利侵害の検索リンクだけしか削除せず、案件に関連する音楽 229 曲のその他権利侵害の検索リンクを削除する義務を怠った。裁判所はこれを、インターネットを通じ他人が権利侵害行為を実施するのを助けたことあたり、権利侵害の責任を負わなければならないと認めた。（新華社 2007 年 4 月 25 日）

**★★★3. 「中国初の IT 業界知財権裁判」、和解で終止符★★★**

インテルと深センの IT 企業・東進通信技術公司が知的財産権をめぐる争っていた裁判は、起訴から 2 年を経てようやくピリオドが打たれた。インテルと東進公司は 14 日、北京で共同記者会見を開き、和解したことを発表、中国と米国の企業による知的財産権に関わる初めての共同声明を出した。内容は、「双方の現在の企業戦略と業務運営上の考えから、訴訟継続は各自の最良の商業利益にはならない。中国の知的財産権保護関連法律を

尊重することを前提に、法廷外で和解した」というもの。

インテルは 2004 年 12 月、東進会社がソフトウェア「SR5.1.1」の著作権を侵害しているとして、796 万ドルの賠償と公の場での謝罪を要求する訴えを、深セン市中級人民法院（裁判所）で起こした。一方の東進会社は 2005 年 4 月、全額出資子会社の北京東進信達科技公司在北京第一中級人民法院に、インテルの技術独占行為を訴えており、一連の裁判は「国内初の IT 業界知的財産権裁判」といわれている。東進会社の賀建楠総経理（社長）は和解について、中国大陸部の革新型企業が、イノベーションと知的財産権保護の面で大きく成長していることの表れだとしている。（新華社 2007 年 5 月 15 日）

#### ★★★4. 重慶力帆に 30 万元の賠償命令 ホンダ製品を模倣★★★

本田技研工業株式会社と五羊一本田摩托（広州）有限公司がオートバイのデザインを模倣されたとして、重慶力帆実業（集団）有限公司、上海文安摩托有限公司の 2 社を意匠権侵害で提訴していた案件の判決が 5 月 22 日、上海市第二中級人民法院で言い渡された。法院は被告の力帆会社が生産し、文安会社が販売していたオートバイ「力帆 LF 100 T」が本田技研に対する意匠権侵害に当たると認め、本田側に経済的損失への賠償として 30 万元の支払いを命じる一審判決を下した。

賠償金額の確認にあたり、法院は原告側の提出した偽オートバイ生産台数や利益などの計算に十分な根拠がない一方、利益は得ていないとする被告側の主張も証明できないと判断。原告の意匠権の分類、製品全体に占める意匠の価値の比率、同意匠が公知技術との異なり、被告による権利侵害の性質や状況などを考慮した上で、賠償額を 30 万元と決定した。

また、法院は原告の主張は財産権だったとして、謝罪要求は認めなかった。（中国法院網 2007 年 5 月 23 日）

#### ★★★5. スターバックスの商標を無断使用 カフェが改名★★★

コーヒーチェーンのスターバックスの中国語商標「星巴克」を上海のコーヒー店経営会社が無断使用し、社名を「上海星巴克珈琲館有限公司」としていた問題によりやがて終止符が打たれた。同経営会社は社名を正式に改め「上海芳韵有限公司」とした。

同経営会社は、企業名称やサービスマークに「星巴克」や「STARBUCKS」などの文字や図形を無断使用していたとして、米国スターバックス社と上海統一珈琲星巴克有限公司から提訴されていた。上海市第二中級法院 2005 年 12 月末に一審判決を下し、被告に対して「星巴克」の商標権侵害を停止し、企業名を変更するとともに、原告に経済的損失の賠償として原告へ 50 万元を支払うよう命じた。市高級法院の二審判決も、一審の判決を支持した。

しかし、被告が法院の判決後も期限内に判決内容を履行しなかったため、原告は今年 1 月 30 日、再び市第 2 中級法院に強制執行措置を申請した。

裁判官による再三の調停や、被告人名義の銀行口座の凍結といった強制措置により、被告は最後には法院の命令を受け入れ、自ら工商部門へ出向いて会社名称の変更手続きを行った。（新聞晨报 2007 年 5 月 18 日）

### ○統計関連

#### ★★★1. 国家工商総局：商標関連案件の送致、06 年は 252 件★★★

全国の工商行政管理当局は 06 年、過去に引き続き商標専用権の保護を強化するとともに、商標をめぐる犯罪事件の司法当局への移送にも力を入れた。同年、司法当局へ送致された案件は 252 件（前年比 7%増）、容疑者は 263 人（同 22%増）だった。うち海外ブランドの商標権侵害にあたる犯罪案件は 128 件（同 45%増）、移送された容疑者は 164 人（同 76%増）に上る。（人民日報 2007 年 4 月 28 日）

### ★★★2. 専門家審査：中国のソフトウェア海賊版比率の研究★★★

「国家知的財産戦略」策定活動指導チーム事務室は5月14日、専門家による審査チームを組織し、インターネット実験室が行ったテーマ研究「2006年度中国ソフトウェア産業海賊版比率調査」を審査した。国家知的財産権局の張勤副局長が出席し、課題研究の順調な実施に祝いの言葉を送った。調査報告の統計データは、中国政府の海賊版対策の強化に伴い、ソフトウェアの海賊版や被害額が減少していることを示している。

ソフトウェア海賊版比率の2006年調査は、2005年と同じ項目で行われた。テーマ研究チームの広報担当者によれば、2006年、中国ソフトウェア産業（コンピューターソフトウェア、組み込み式ソフトウェア、ソフトウェアサービスおよび輸出）による売上が4800億元に達した。ソフトウェア製品（コンピューターソフトウェア製品、組み込み式ソフトウェア）の売上は2736億元だった。ソフトウェア業界の時価ベースの海賊版比率は、2005年の26%から2006年の24%へ下がった。うちソフトウェア製品の海賊版比率は40%から36%への減少。インストール数ベースの海賊版比率は業界全体で36%から20%へ、うち有償ソフトウェアの海賊版比率は、66%から63%へ下がった。団体ユーザー間での海賊版比率は48%から39%へ、個人ユーザー間での比率は80%から78%への減少だった。

調査研究の結果から、中国政府の2006年の海賊版対策が大きな効果を挙げていることが分かった。海賊版や海賊版による被害額が大幅に減っているほか、団体ユーザーの海賊版比率の下降が目立った。

このほか、国産ソフトウェアのブランドが安定的な発展を遂げ、サービスの規範化が進んでいる。ソフトウェア製品も、高付加価値のアプリケーションソフトへの転換が進んでおり、このことも海賊版減少に役立っている。

審査に当たった専門家は、ソフトウェア海賊版比率の研究結果には重要な価値と意義があると認識。中国のソフトウェア海賊版をめぐる実情を世界の人々に伝える助けになるほか、ソフトウェアをめぐる知的財産保護政策の調整や実施、ソフトウェア産業の育成に関する政策決定に役立てることができ、中国のソフトウェア産業の発展を促すとしている。

（国家知識産権局 2007年5月14日）

### ○その他知財関連

#### ★★★1. マイクロソフト、北京と上海にリサーチパーク設立へ★★★

マイクロソフト社のビル・ゲイツ会長は21日、博鰲(ボアオ)アジアフォーラム2007年年次総会において、同社が今後、北京、上海、深センの研究開発機構を拡大し、北京と上海にリサーチパークを設立することを明らかにした。

ゲイツ会長は、「新パークは、マイクロソフトの中国での研究開発・発展におけるニーズを満たすだけでなく、マイクロソフトとユーザー、業界パートナー各社との協力・利益共有にとってプラスとなる」と述べた。

マイクロソフトは1992年、北京市に初の中国事務所を開設して以来、中国での長期的な研究開発投資計画を確立した。2006年1月、同社は中国に研究開発集団(Microsoft China R&D Group)を設立している。(新華社 2007年4月22日)

#### ★★★2. 知財当局、インターネットでPCT出願の受付開始★★★

世界知的所有権機関(WIPO)が提供する国際特許(PCT)電子出願システムが5月1日、サービスを開始した。国家知識産権局は5月11日現在、すでにPCTの電子出願11件を受け付けた。同システムにより、中国でPCT出願をする場合のスピード、柔軟性、コストが改善される。PCT取得後は世界137カ国で保護を受けられる。

WIPOの2006年報告によれば、特許協力条約の枠組みにより中国から出願されたPCTは、2005年から2006年の間に60%近く増えた。PCT出願件数を見ると、中国はすでに世界第4番目の出願国となっている。これを受け、WIPOは中国をPCT電子出願システムの対象国

に加えた。(国家知識産権局 2007年5月17日)

★★★3. 中・米、知財トラブルめぐり6月交渉へ★★★

知的財産権の保護や出版市場への参入問題をめぐり、米国が中国を世界貿易機関(WTO)へ提訴した問題に、進展の兆しが見え始めている。商務部の王新培報道官の16日の記者会見で、両国が6月5日から8日に同問題について意見交換することを明らかにした。

米政府は4月10日、2つの問題について中国をWTOに提訴。中国の海賊版取り締まりが不十分であることや、米国の映画、音楽、書籍製品に対する市場参入制限などを非難していた。これに対し中国は4月20日、WTO常駐代表を通じて米側に書簡を送り、米国からの交渉要請を受け入れた。

呉儀・國務院副総理は4月24日、「2007年中国知的財産権保護ハイレベルフォーラム」で、米側の同措置について、中国政府として強い不満を表明するとともに、「ただし、WTOの関連規則にしたがって積極的に応訴することを決定した」、「最後までお付き合いする」と強調した。さらに、「政府間で『対立より対話が望ましい、圧力行使より協力が望ましい』という理念を打ち立てるべきだと思う」と述べた。

注目すべき点として、日本と欧州連合(EU)は米側の要請に応じて4月20日と25日、相次いで同案件に参加することを表明した。

専門家は、当事者ではなく「第三者」として案件に参加する日本やEUの対応について、中国側への配慮はうかがえるものの、中・日、中・欧の知財交流や協力に影響を来たすのは必至とみている。(中国新聞社ウェブサイト 2007年5月17日)

★★★4. 2007国際著作権フォーラム、北京で開催へ★★★

国家版權局と世界知的所有権機関(WIPO)の共催する「2007国際著作権フォーラム」が7月18日、北京の中国大飯店で開催される。国家版權局が21日、明らかにした。

主催者側によれば、今回のフォーラムは、中国の著作権関係者と国際社会との意思疎通や交流の場となる。出席者は、インターネット時代における著作権の保護と仕様、インターネット配信手段の規範化、オンラインゲーム業界のルールなどの問題について、踏み込んだ話し合いをする。

今回は「インターネット産業の著作権保護」をテーマに、米国、オーストラリア、英国、日本など、著作権産業の発展が比較的進んだ20の国・地域から、著作権関連の団体や出版関連企業などが参加する。中国からは法律分野の有識者や弁護士、インターネット関連企業の代表などが参加を予定している。(法制日報 2007年5月22日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 後谷 陽一

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved